

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

告示

土地改良区の役員の就任及び退任の届出

(農業施設管理課)

64

土地改良区の定款の変更の認可

(農業施設管理課)

64

道営土地改良事業変更計画の決定

(農業施設管理課)

65

土地改良法による道営換地計画の決定

(農業施設管理課)

65

知事権限に係る保安林の指定の予定

(治山課)

65

農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課)

65

知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定

(治山課)

65

森林法による通知に代える公示

(治山課)

66

土地収用法による土地の立入りの通知

(建設部総務課)

66

道路の区域の変更及び供用の開始

(維持管理防災課)

66

道路の供用の開始

(維持管理防災課)

66

都市計画事業の認可

(都市環境課)

66

公表

北海道人事行政の運営等の状況

(人事課)

67

告示

北海道告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年 9 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

神竜土地改良区

就退任の別

就退任年月日

理事・監事の別

氏 名

住 所

就 任

平成26. 8.18

理 事

塩 尻 芳 央

深川市一已町字一已8932番地

同

同

同

北 村 薫

同 一已町字一已4489番地

同

同

同

一 宮 敏 昭

旭川市神居町神居古潭819番地

同

同

同

浅 井 敬 司

深川市納内町字納内5805番地

同	同	同	須 田 清 彦	同	一已町字一已6421番地の3
同	同	同	野 澤 馨	同	納内町字納内4825番地
同	同	監 事	村 澤 広 一	同	一已町字一已1863番地
同	同	同	尾 崎 恒 雄	同	納内町字納内5953番地
退 任	平成26. 8.17	理 事	塩 尻 芳 央	同	一已町字一已8932番地
同	同	同	北 村 薫	同	一已町字一已4489番地
同	同	同	蓑 口 邦 夫	同	納内町字納内5428番地
同	同	同	一 宮 敏 昭	旭川市神居町神居古潭819番地	
同	同	同	浅 井 敬 司	深川市納内町字納内5805番地	
同	同	同	須 田 清 彦	同	一已町字一已6421番地の3
同	同	監 事	村 澤 広 一	同	一已町字一已1863番地
同	同	同	野 澤 馨	同	納内町字納内4825番地
美深土地改良区					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
就 任	平成26. 9. 7	理 事	八 巻 等	中川郡美深町字富岡138番地	
同	同	同	佐 藤 能 將	同 美深町字敷島213番地6	
同	同	同	中 瀬 正 美	同 美深町字美深179番地	
同	同	同	野 上 秀 樹	同 美深町字美深278番地3	
同	同	同	松 田 靖 裕	同 美深町字吉野60番地	
同	同	監 事	菅 野 福 義	同 美深町字斑溪283番地	
同	同	同	深 澤 光 宏	同 美深町字北町13番地2	
退 任	同 26. 9. 6	理 事	八 巻 等	同 美深町字富岡138番地	
同	同	同	戸 梶 昇	同 美深町字敷島90番地1	
同	同	同	中 瀬 正 美	同 美深町字美深179番地	
同	同	同	野 上 秀 樹	同 美深町字美深278番地3	
同	同	同	松 田 靖 裕	同 美深町字吉野60番地	
同	同	監 事	菅 野 福 義	同 美深町字斑溪283番地	
同	同	同	伴 井 隆 夫	同 美深町字美深196番地	
北海道告示第647号					
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年 9 月16日、沙流土地改良区の定款の変更を認可した。					
平成26年 9 月26日					
北海道知事 高 橋 はるみ					

北海道告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年9月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ	
地 区 名	事 業 の 種 類
沼 西	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理）
沼 東	同
八雲東部	畜産担い手育成総合整備〔担い手支援型〕（区画整理）
城 岱	草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理）

北海道告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、由仁町下古山地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成26年9月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第650号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成26年9月26日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡浜中町湯沸446の1・447（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
 - 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第651号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 寿都郡寿都町字矢追町165の3・502の2（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、170の3（国有林）、169の4・171の3・495の2・498の2・502（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、170の1、498
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 北見市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク

総合振興局産業振興部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上川町役場の掲示場に掲示した。

平成26年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成26年北海道告示第592号
- 2 所在が不明な者 岡 節子

北海道告示第654号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成26年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道233号改築工事（深川・留萌自動車道「幌糠留萌道路」）及び一般国道232号改築工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
留萌市大字留萌村字バンゴベ1411番1、1411番2及び1412番3
- 4 立入期間
(1) 平成26年10月9日から同月23日まで
(2) 平成26年12月1日及び同月2日

北海道告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	路線名	小樽港線			
3	道路の区域				
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
小樽市港町119番地先から		前	30.25mから	100.00m	――
同市港町114番地先まで		後	33.25mから	100.00m	――
			39.72mまで		

北海道告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 達布石狩沼田停車場線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	雨竜郡沼田町字昭和国有林空知森林管理署北空知支署 501林班よ小班地先から 同郡沼田町字昭和国有林空知森林管理署北空知支署 493林班口小班地先まで	平成26.10.17
道道 岩見沢三笠線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	三笠市桂沢国有林空知森林管理署175林班は小班地先から 同市桂沢国有林空知森林管理署176林班ハ小班地先まで	平成26.10.6 午前10時
道道 滑若新冠停車場線 北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部	新冠郡新冠町字朝日271番2地先から 同郡新冠町字朝日243番1地先まで	平成26.9.26

北海道告示第657号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成26年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施行者の名称 北見市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 北見都市計画道路事業（3・4・22号三輪通、3・5・40号東相内通及び3・3・7号大雪大通）
- 3 事業施行期間 平成26年9月26日から平成33年3月31日まで

4 事業地（収用の部分） 北見市東相内町地内	
公 表	
北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第6号）第4条の規定により、平成25年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び各総合振興局・振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/）から閲覧することができる。 平成26年9月26日 北海道知事 高 橋 はるみ	